11月臨時市議会提出議案

議 案 目 録

議案第101号 明石駅前南地区の再開発計画に関する明石市住民投票条 例制定のこと 明石駅前南地区の再開発計画に関する明石市住民投票条例制定のこと

地方自治法第74条第1項の規定による明石駅前南地区の再開発計画に関する明石市住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成24年11月19日提出

明石市長 泉 房 穂

明石駅前南地区の再開発計画に関する明石市住民投票条例 (目的)

第1条 この条例は、明石駅前にふさわしいまちづくりと市の財政に重要な影響をもたらす恐れのある「明石駅前南地区再開発計画」(明石市が中心市街地活性化計画の中心事業として策定し、市街地再開発組合を設立して施行しようとしている計画、以下同じ)について、地方自治法に基づき、その計画と事業の是非について市民の意思を明らかにするための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、妥当な駅前整備計画の立案を促し、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、明石市の行財政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

- 第2条 巨額の税金の投入を伴い、明石駅前中心市街地の将来に重要な影響を及ぼ す再開発計画に関する市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住 民投票」という)を行う。
- 2 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思 形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

- 第3条 住民投票は市長が執行するものとする。
- 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に 属する住民投票の管理および執行に関する事務を、明石市選挙管理委員会(以下 「選挙管理委員会」という)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

- 第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という)は、この条例の施行の日から90日を超えない範囲において、市長が定める。
- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、 速やかに通知しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、投票日の7日前までに投票日を告示しなければならない。

(投票資格者)

- 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者)という)は、 公職選挙法21条1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。 (投票の方法)
- 第6条 住民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という)は、明石駅前南地区の再開発計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、明石駅前南地区の再開発計画に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項に規定する の記号の記載方法は、 の記号を自書する方法によるものと する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票人は、代理投票することができる。
- 5 点字による投票の方法は、規則で定める。

(投票所においての投票)

- 第7条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿またはその抄本 の対照を経て、投票しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は規則で定めるところにより、期日前投票または不在者投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、そ の投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) の記号以外の事項を記載したもの
 - (3) の記号のほか、他事を記載したもの
 - (4) の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄に重複して記載したもの
 - (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判明し難いもの
 - (6) 何も記載していないもの

(情報の提供)

- 第10条 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票公報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の、住民投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、投票案件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の広報活動および情報の公開、提供に際しては、投票 案件に対する賛成意見および反対意見を公平かつ中立に扱うよう、留意しなけれ ばならない。

(住民投票運動およびその規制)

- 第11条 住民投票に関する投票運動(投票案件に対して賛成または反対の投票をし、またはしないように勧誘する行為)は、自由とする。ただし、買収、脅迫等、市民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。 (投票および開票)
- 第12条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票および開票に関し必要な規定は、規則で定めるほか、公職選挙法(昭和25年法律第100号) 公職選挙法施行例(昭和25年政令第89号)および公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長および市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 住民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の 4分の1以上に達したときは、市長および市議会は投票結果を尊重し、明石駅前 南地区再開発準備組合等の関係機関と協議して、当該計画と事業について市民の 意思が正しく反映されるよう努めなければならない。

(規則への委任等)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、交付の日から施行する。

(失効)

この条例は、投票の翌日から起算して90日を経た日にその効力を失う。

(提案理由)

本案は、地方自治法第74条第1項の規定による明石駅前南地区の再開発計画に 関する明石市住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、 意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものである。

意見書

市長としては、見直し後の再開発計画と、住民投票については、ともに賛成 すべきものと考えている。

まず、再開発計画と住民投票との関係についてであるが、両者は、再開発計画に反対なら住民投票に賛成、再開発計画に賛成なら住民投票に反対という論理的な関係に立つものではなく、それぞれが別個に検討可能なテーマというべきである。

そこで、再開発計画の是非についてであるが、市長就任後に市民目線での見直し、すなわち、図書館や子育て支援施設という市民ニーズの高い公共施設へと内容を変更する一方で、市の負担額も30億円縮減するという見直しを図っており、見直し後の計画については、より多くの市民の賛成が得られるものになったと認識している。

次に、住民投票についてであるが、明石市の憲法ともいうべき明石市自治基本条例の第 14 条第 1 項の規定、すなわち、「住民が市長に対して住民投票を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない」との規定は、市長に対する極めて重要な法規範であると受けとめており、法定署名数の 4 倍を超える 2 万 196 人の連署をもって市民から請求を受けた市長としては、住民投票に賛成の意を表するのが、明石市自治基本条例の趣旨にかなうと判断する次第である。

なお、住民投票が実施される場合には、市長就任後に市民目線での見直しを 図ったことを説明したうえで、見直し後の再開発計画への賛同を求めていく所 存である。

平成 24 年 11 月 19 日

明石市長 泉 房 穂